

技術的な制限手段による保護について

平成29年9月26日

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

I 技術的制限手段による保護の対象について

論点 1. 技術的制限手段による保護対象

II 技術的制限手段の対象の明確化について

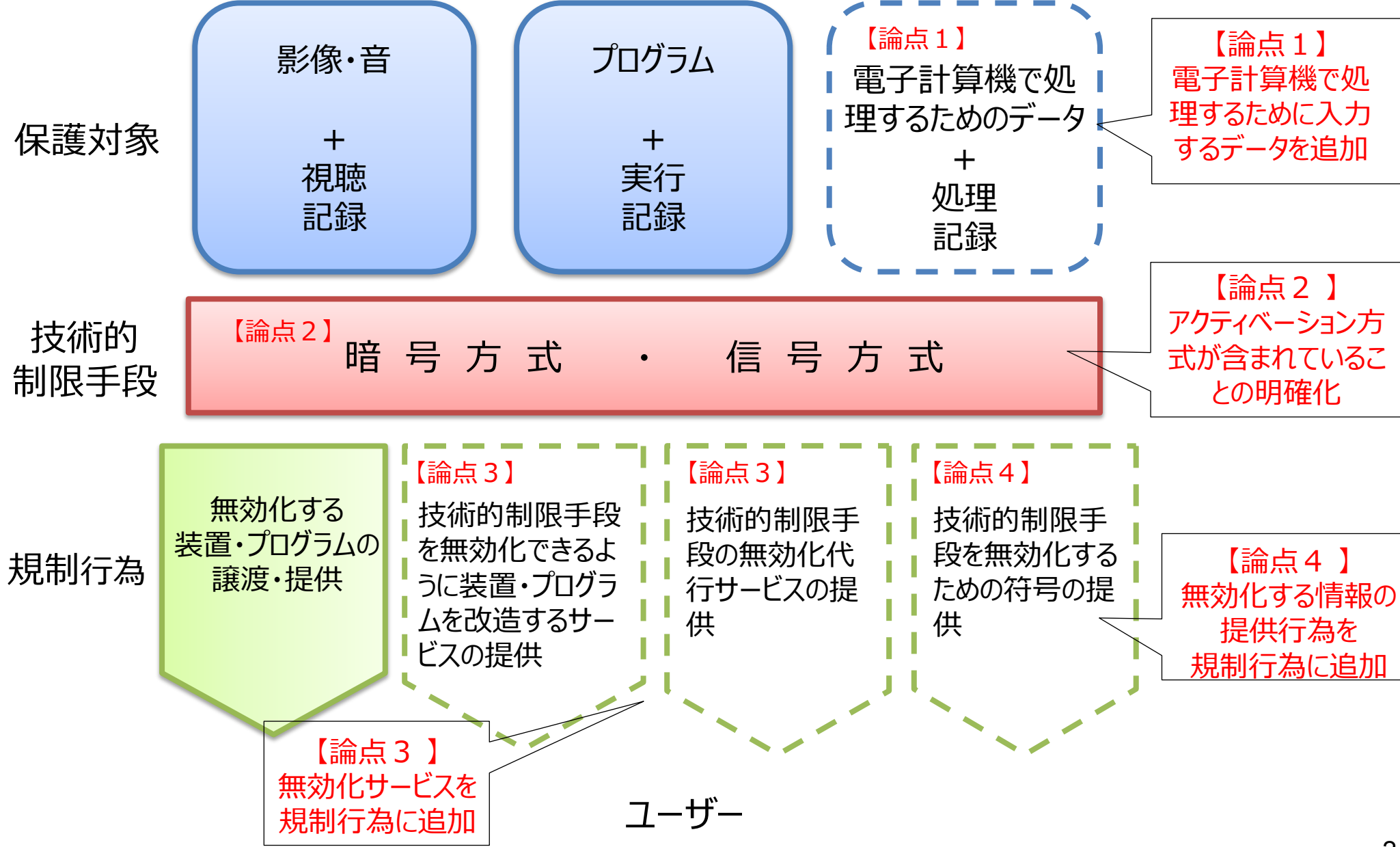
論点 2. 技術的制限手段の対象の明確化

III 技術的制限手段の無効化に関連するサービスについて

論点 3. 技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為

論点 4. 技術的制限手段を無効化する情報の提供行為

技術的な制限手段による保護について（御議論頂く論点）

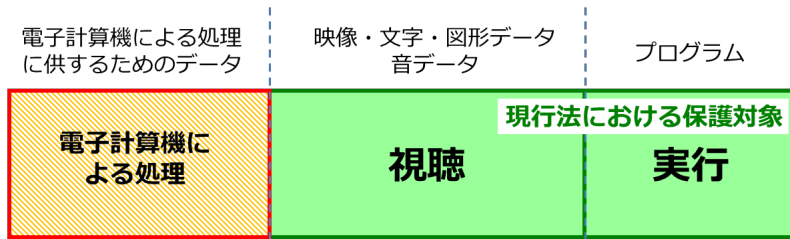


論点 1 : 技術的制限手段による保護対象

中間とりまとめにおいて、人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討するとされたところ。

また、「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加するとしたところ。

上記を受けて、どのような保護対象を追加すべきか。



保護対象としての追加を検討

- ・ 現状では、映像・音・プログラム等の視聴等を制限するために施される暗号等の技術的な制限手段が保護対象となっている。
- ・ 今般、電子計算機による処理に供するためのデータを新たに追加することを検討

<該当例>

(電子計算機による処理に供するためのデータの例)

- AIプログラムに学習させるためのデータ
- アプリケーションで読み込むためのデータ
- 自動走行のための機器読み取り用3D地図データ

(データに係る技術的制限手段の活用例)

- AI学習用にカスタマイズされたデータを、プロテクトを施して提供するもの
- アプリケーション上で読み込むための形式に変換したデータを媒体に保存し、暗号化を施した状態で提供されるもの。

論点 1 : 技術的制限手段による保護対象

<検討の視点>

(必要性)

- ✓ 第四次産業革命の進展に連れて、データ流通量の増大、それに伴うデータ取引の増加が想定され、特に今後AI学習のためにデータを利活用することが相当程度増えることが予測される。当該データ取引において、こうしたデータに技術的な制限手段を設けた上での提供がますます増えるものと想定される。
- ✓ アンケート調査によれば、映像、音、プログラムに加え、データの利用を制限する技術的手段について、保護を求める一定のニーズが存在。
- ✓ 一方で、「技術的制限手段」の定義の拡張については、社会的影響は最小限にとどめるべきであって、一定のニーズの存在する電子計算機による処理に供するデータに係る技術的制限手段に限定して保護を行うことが適当と考えられる。

(事務局案)

保護対象として、映像、音、プログラムに加えて電子計算機による処理に供するためのデータを追加する。

また、「技術的制限手段」として、電子計算機による処理を制限するために施される技術的な手段の追加を行い、当該技術的な手段を無効化（※）する装置の提供を規制する。

(※) 「無効化」とは、単に無効化するだけでなく、技術的制限手段の効果を妨げる行為全般を含む。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (技術的制限手段による保護対象)

<参考：中間とりまとめ 第2章1. 3 技術的制限手段による保護対象に関する今後の対応>

○「データ」を保護対象として追加することについて

<方向性>

- ・「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。
- ・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。

今後の一層のデータ流通を考慮すると、データを技術的に保護した態様での取引が増えると考えられ、保護技術を施したデータを適切に守る必要があると考えられる。現状のニーズを踏まえた上で、規制導入当初の趣旨に基づき、通常の流通の妨げないような保護を与えることが適切であると考えられる。

○技術的制限手段による保護対象の範囲

<方向性>

- ・技術的制限手段による保護対象の範囲としてどのようなデータとすべきかについて、技術的制限手段のユーザーに対しニーズ調査を行いつつ検討していく。

委員等の意見において、あらゆるデータを対象とすると、広範なデータが対象となり、保護範囲が不明確になる、との指摘があり、ニーズを踏まえた上で所定の範囲のデータを対象とすることが適切であると考えられる。

論点 2 : 技術的制限手段の対象の明確化

中間とりまとめにおいて、**アクティベーション方式等に係る技術的手段**について、技術的制限手段の定義に含まれることを明確化するとされたところ。

当該技術的手段が含まれることがわかるように、**技術的制限手段の対象を明確化することでよい**か。

<検討の視点>

- ✓ コンテンツの不正利用を防止するためには、技術の進歩に応じて、コンテンツを保護するための技術的制限手段を無効化する装置の提供を効果的に抑止する必要がある。
- ✓ **アクティベーション方式を回避するクラックツールを提供する者は多く存在し、実際に刑事事件等で処罰されている事例もある。**しかし、事業者からのヒアリングによれば、一例として、警察から不正競争防止法の技術的制限手段の規定（2条7項）における、「**ともに**」の解釈等につき疑義が示され、**警察／検察により起訴に至らないケースが多発しており**（少なくとも、平成26年9月から平成29年3月までの間で、明確に認識されているだけで10件中6件）、こういったケースでは**不正なソフトウェアの改ざんや利用の行為が放置される結果**となっている。
- ✓ 一方、中間とりまとめ以降、**アクティベーション方式以外の技術的手段については追加ニーズが挙がらなかった。**
- ✓ 平成11年改正時と同様、問題解決のための市場ルール作りがかえってコンテンツ提供業者の利益や利用者の利便性を損なったり、**情報技術の進展を阻害したりすることのないよう、取引コストの低減と取引形態の多様性を確保すること及び技術開発への悪影響を最小限とすることに配慮しながら**、現状問題と考えられる点に対し適切に対処していくことが重要であると考えられる。

(事務局案)

技術的制限手段の定義について、**アクティベーション方式による技術的手段が含まれることを明確化することとする。**

定義の見直しの際に、**他の技術的手段等への悪影響を最小限にするように留意する。**

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (技術的制限手段の対象の明確化)

<参考：中間とりまとめ 第2章2. 3 技術的制限手段の対象の明確化に関する今後の対応>

○技術的制限手段の対象の明確化

<方向性>

アクティベーション方式等に係る技術的手段について、技術的制限手段の定義に含まれることを明確化する。

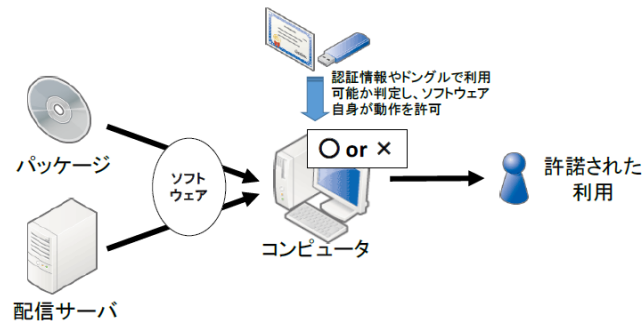
コンテンツの不正利用を防止するためには、技術の進歩に応じて、コンテンツを保護するための技術的制限手段を無効化する装置の提供を効果的に抑止する必要がある。

今般はニーズとして挙げられたアクティベーション方式について、技術的制限手段の定義に含まれることが明確化されるよう所定の措置を設ける方向で検討する。

その他の方式による技術的な保護手段については、問題等の実態を踏まえた上で、引き続き見直しの方向性も含めて検討を行う。

○アクティベーション方式

ユーザーがソフトウェアをダウンロードする際に、ソフトウェアが未認証の状態であれば、使用期間や機能にロックがかかる。その後ユーザーが課金の支払い等を行い正規のユーザーとして認証された後に電子メール等で送信されてくるシリアル番号等を決まった方式で入力することで、認証がなされ、ソフトウェアの使用が可能となる方式。



<アクティベーション方式の活用例>

- ・ウイルスパターンが定期的に更新されるアンチウイルスソフト
- ・PCソフトウェアの試用版を製品版へと切り替える際のオンライン認証
- ・ゲームソフトのダウンロードコンテンツ（アンロック方式）
- ・スマートフォンのゲームアプリ など

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (技術的制限手段の対象の明確化)

(刑事事件)

1. 福井簡易裁判所 略式命令

罰金 50 万円

- 平成 26 年 10 月 15 日、福井簡易裁判所は、不正競争防止法違反で 50 万円の罰金刑を科す略式命令
- 試用版につき、ライセンス認証を回避させ、不正なプロダクト ID をユーザーパソコン内に偽造・偽装することで、使用期間や機能制限のない製品版プログラムとしての実行を可能にするクラックプログラムを提供した事例

2. 宇都宮地方裁判所 判決

懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年)、罰金 50 万円を併科

- 平成 26 年 12 月 5 日、宇都宮地方裁判所が、クラックプログラム販売に対して不正競争防止法違反を認め、懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年)、罰金 50 万円併科の有罪判決
- ウェブサイト上に、試用版プログラムのライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックプログラムを提供

3. 神戸地方裁判所 判決

懲役 2 年 (執行猶予 5 年)、罰金 200 万円を併科

- 平成 27 年 9 月 8 日、神戸地方裁判所が、クラックプログラム提供者に対して、不正競争防止法を適用して、懲役 2 年 (執行猶予 5 年)、罰金 200 万円併科の有罪判決

4. 長崎地方裁判所 判決

懲役 2 年 (執行猶予 4 年)、罰金 100 万円を併科

- 平成 28 年 1 月 12 日、長崎地方裁判所が、インターネットオークションでのクラックプログラムの提供が不正競争防止法の禁止する不正競争に当たるとして懲役 2 年 (執行猶予 4 年)、罰金 100 万円を併科する有罪判決

(民事事件)

1. 大阪地方裁判所 (26 部 知財専門部) 平成 28 年 12 月 26 日判決

- 平成 27 年 9 月に神戸地方裁判所が男性に対して判決を下した刑事事件の後、同男性に対してクラックプログラムの提供が不正競争行為 (技術的制限手段の回避) に該当するとして、不正競争防止法 4 条に基づき損害賠償請求したもの
- 神戸地裁の刑事判決と同様、クラックプログラムの提供が不正競争防止法の禁止する不正競争に当たると判断した上で、原告の損害賠償請求を認めた判決
- 不正競争該当性に関しては、「原告製品の実行は、原告製品のライセンス取得者以外の者に原告製品の実行をさせないために営業上用いている技術的制限手段であるライセンス認証システムにより制限されていた」と認定した上、「被告は、原告製品の実行を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する被告プログラムを電気通信回線を通じて提供し、平成 27 年法律第 54 号による改正前の不正競争防止法 2 条 1 項 11 号…所定の不正競争を行」ったとの判断がなされた。
- 損害賠償請求に関しては、「被告の行為によって、原告の営業上の利益が侵害されたと認められる」とした上で、原告が被った損害額について、「原告は被告の行為によって、被告プログラムの販売数量 (ダウンロード数) に相当する数量の原告製品を販売する機会を失ったと認められる」と判断
- 口頭弁論に被告が欠席し、かつ書面も提出しなかったため、請求原因事実に関して自白が成立したことに基づく判断がなされたもの

論点 3 : 技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為

中間とりまとめにおいて、技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じて不正競争行為とするとされたところ。

無効化装置の提供と同等程度に悪質な行為とみなされるサービスの提供行為を規制すべきか。

	対象サービス (例)	一部適用可能性のある現行法
無効化装置を使える環境を提供するサービス	①改造サービス ユーザーからゲーム機 (装置) を預かり、海賊版ゲームを実行可能とする装置 (技術的制限手段の無効化を可能とする装置) に改造し、返還するサービス	・不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 1 号、1 2 号 (装置の返還につき、「装置等の提供」と解釈しうる場合がある)
	②訪問型サービス ①の装置等の改造について、ユーザーを訪問して行う装置の改造や、インターネットのリモートアクセスによるプログラムの実装等、装置、プログラムの移動を伴わない形態のサービスの提供	・ゲーム装置、ソフトウェアにつき、訪問 (リモートアクセス含む) による不正改造 : <u>規制なし</u> ・B-CAS不正改造サービス : 著作権法第 1 2 0 条の 2 (2 号)、刑法第 1 6 1 条の 2 (1 項、3 項)
無効化請負型サービス (無効化行為はサービス提供者が実施)	③店舗型サービス 店舗等において、技術的制限手段を無効化した機器を利用し、客が映像等のコンテンツの視聴等を可能とするサービス	・不正ソフト提供ネットカフェ : 著作権法第 2 1 条 (複製権) ・有料放送提供店舗 : 著作権法第 2 2 条の 2 (上映権) ・不正改造ゲームバー : 著作権法第 2 2 条の 2 (上映権)
	④無効化代行サービス ・ユーザーの代わりに、技術的制限手段を無効化する装置又はプログラムを用いて試用版ソフトウェアにかけられた技術的制限手段を無効化して、正規版と同等のソフトウェアを提供するサービス ・ユーザーのために技術的制限手段を無効化する装置、プログラムを用いて、データに係る技術的制限手段を無効化し、当該データの編集等を代行するサービス	・ソフトウェア、データが著作物に該当する場合 : 著作権法第 2 1 条 ・上記につき、著作物に該当しない場合 : <u>規制なし</u>

論点3：技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為

<検討の視点>

- ✓ 技術的制限手段を無効化するサービスにつき、現行の法律で、**十分な規制が設けられていない現状**がある。
- ✓ 実際の事例として、**機器を改造するサービス、技術的制限手段を無効化する行為を代行するサービス等**が行われており、規制に対するニーズが寄せられている。
- ✓ 一方で、**正当な目的（装置の修理等）のために行う技術的制限手段の無効化サービス**については、規制すべきではないとの意見もある。
- ✓ また、**試験・研究目的で行う同サービス**についても、無効化装置の提供と同様に**適用除外とすることが適切**であると考えられる。

(事務局案)

技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為につき、無効化装置の提供と同等とみなされる行為と考えられる**サービス提供行為を、不正競争行為として規制する。**

ただし、**正当な目的（装置の修理等）のために行う無効化サービス、試験・研究目的で行う無効化サービス等の不正競争とはみなされないサービスの提供については規制しない（適用除外等）**こととする。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (技術的制限手段による保護対象)

<参考：中間とりまとめ 第2章3. 3 技術的制限手段の無効化に関連するサービスに関する今後の対応>

○技術的制限手段の無効化に関連するサービスの規制について

<方向性>

- ・技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じて不正競争行為とする。
- ・無効化を可能とする情報を単に提供するだけのサービスに関しては、規制についてのニーズの把握に努めつつ、引き続き、慎重に検討する。
- ・ただし、悪質な行為（※）を伴う、技術的制限手段を無効化する方法を教えるサービスについては、必要に応じ検討する。
- ・技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。

技術的制限手段を無効化するサービスの形態として先に挙げたようにいくつかの類型が考えられるところ、十分な規制が設けられていない現状がある。こうした類型につき、ニーズの有無を調査した上で、今後こうしたサービスの規制の是非について検討していくことが適切であると考えられる。

また、技術的制限手段を無効化する行為自体に関しては、その行為自体を不正競争行為とすべきとの意見があった一方で、無効化した上での使用・提供を捕まえることの方が不正競争防止法の法目的から妥当ではないかとの意見があった。

（※）他のサービスもしくは他の行為との必然性のある組み合わせによって、「不正競争とすべき技術的制限手段を無効化するサービス」と同等の効果を生じるような場合もこれに含まれ得る。

○救済措置

<方向性>

技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為に対する救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置及び刑事措置を設ける。

今般追加を検討する技術的制限手段を無効化するサービスの提供等行為については、現行の技術的制限手段の無効化装置等の提供等行為に対する規制と比して、私権保護及び公益保護の観点からの保護の重要性は同等であって、民事措置及び刑事措置を設けることが適切であると考えられる。

(参考) 過去の検討経緯

1. 平成11年不正競争防止法改正時の検討

文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編「著作権法・不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護」(平成11年12月)

(3) 無効化サービスの取扱いについて

無効化サービスという場合には、多様な形態でのサービス提供が想定されるところ、例えば、専用の無効化機器等を設置し、そこでユーザーの代わりに無効化行為を行った上で、コピーを提供する、あるいは、タダで視聴させるというサービスが一つの形態として考えられるが、一方で、ハードに細工を施して無断視聴や無断コピーを可能にするサービスもあり得る。さらには、無効化の方法等に関する情報を一般に提供する場合も、この「サービス」に含まれる可能性がある。

無効化サービスについても、無効化機器等を提供する行為と同様に規制の対象とすべきとの意見もあった。

(4) 結論

今回の検討の趣旨に立ち返れば、成長の著しいコンテンツ提供事業における不正な取引を防止するための必要最小限の規制を導入するという観点に立って進めており、その意味では、規制の対象となりうる行為（無効化機器の提供、無効化行為そのもの、無効化サービスの提供）のうち、現在実態が存在する無効化機器等の提供の規制だけにまずはとどめ、**規制すべき実態が出てきたところで無効化サービスについて規制を検討すべき**とされた。

2. 技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について

産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会報告書 (平成23年2月)

(2) 検討

コンテンツの視聴や実行、記録を可能とするための機器等に回避機能を具備させるための装置を取り付ける、あるいはプログラムを導入するサービス（改造サービス）の提供行為については、改造後の機器が技術的制限手段回避装置等と評価される場合には、当該装置等の提供行為（譲渡又は引き渡し）に該当することとなり、当該装置等の提供行為に係る規制により捕捉することが可能であり、回避サービスの提供行為という独立した行為類型を設ける必要性は、必ずしも高くはないと考えられる。また、コンテンツの記録媒体等の保守・修理等のためにコンテンツに用いられた技術的制限手段を回避し、引き続き、その視聴、実行や記録ができるようにするサービス（コンテンツの記録媒体等の保守・修理等のための回避サービス）の提供行為については、回避サービスが提供される局面においては事業者間の公正な競争を害することとはならないものと想定され、そもそも個々の回避行為自体について「不正競争」として位置付けないこととする場合には、回避サービスの提供行為を「不正競争」（原則として違法行為である）と位置付けることは困難と考えられることから、回避サービスの提供行為という独立した行為類型を設ける必要性は、必ずしも高くはないと考えられる。

論点4：技術的制限手段を無効化する情報の提供行為

中間とりまとめにおいて、悪質な行為（無効化装置の提供及び無効化サービスと同等とみなされる行為）を伴う、技術的制限手段を無効化する方法を教える行為については、必要に応じ検討するとされたところ。

このような情報の提供行為を規制すべきか。

<検討の視点>

- ✓ 平成11年導入時においても、技術的制限手段を無効化する情報提供サービスの規制について議論されたところ、有益な情報提供を含む情報一般の規制につながりかねないとして、導入が見送られた。
- ✓ 近年、技術的制限手段を無効化する情報の提供行為として、シリアルコードをネットオークションで販売する等の行為が発生しており、こうした不正行為は無効化行為に直接つながることから、規制が必要と考えられる。
- ✓ 不正アクセス禁止法第5条においては、他人の識別符号（ID・パスワード等）を業務その他正当な理由の場合を除いて正規の利用者等以外の者に提供する行為を規制している。
- ✓ 一方で、技術的制限手段を無効化するためのマニュアル等の提供行為については、規制のニーズは多いものの、必ずしも無効化行為に直結するとは限らないため、規制にあたっては慎重に検討する必要がある。

（事務局案）

無効化装置の提供と同様に、技術的制限手段の無効化に直接寄与するような技術的制限手段を無効化するための符号（シリアルコード等）を提供する行為を規制する。

試験・研究目的等による提供を規制しない（適用除外等）こととする。

(参考) 過去の検討経緯

1. 平成11年不正競争防止法改正時の検討

文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会・通商産業省知的財産政策室編「著作権法・不正競争防止法改正解説 デジタル・コンテンツの法的保護」(平成11年12月)

7 無効化手段としてのプログラム・情報

「無効化機器等」には無効化するための「情報」が含まれるかどうか議論があった。

これについては、情報の一つの例として、ネットワークに入るためのパスワードがある。他人のIDやパスワードを不正に使用して、データベースを無断で利用する行為について、個人のそのような行為や、又そのような情報について、個人が特定の者に教える行為に対する規制は難しいと考えられた。

しかし、業としてそのような行為が行われていれば、サービスも含めて不正競争行為として捉えられるとの考え方もある。ただし、興味本位でIDやパスワードをインターネットで配布する行為は、業としてではなくとも経済的な影響が大きいという意見もあった。

また、他人のIDやパスワードを検索あるいは探知を可能とするような装置を販売する行為は規制し得るとの考え方もあった。

一方、迂回するためのノウハウの提供の取扱いについては難しい問題がある。例えばCSSのコードや暗号化技術について書かれたものなど、一般的な技術文献の提供が違法となる可能性があるという指摘がなされた。

これに対しては、「専ら」という要件によって一般的な技術文献は除外できるとの考え方もあるが、技術文献の中には暗号解除技術のみについて書かれたものなど、専用のものに該当するとされる危険性があるものがあるという指摘がなされた。

上記の点に関する議論の結果、パスワードなどの情報を提供する行為については、情報提供一般に対する規制につながることとなり、相当に慎重な検討が必要という理由から、規制の対象とはしないとの結論に至った。

2. 技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について

産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会報告書(平成23年2月)

(2) (中略)

他方、回避のためのノウハウなどの情報提供について、改造サービスの提供行為として捕捉することができないことから、回避サービス自体を規律すべきとの指摘もあるものの、平成11年改正当時の検討において、情報提供一般に対する規制につながることとなり相当に慎重な検討が必要であるとの理由から、規制の対象としていない。これらの行為についても、必ずしも、現時点での結論を急ぐ必要性は認められないと考えられる。